

報告タイトル： 主権免除に関する中国の立場の変化とその背景について

報告者： 小林幹雄（弁護士/弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所）

報告概要：

本報告は、国際法上の「主権免除」(sovereign immunity)の原則について、近時の新法制定により生じた中国の立場の変化を紹介し、その背景を考察するものである。

主権免除とは、外国の国家及びその財産を法廷地国における裁判や強制執行から免除する国際法上の原則である。中国は、以前より当該原則を認め、また、その立場は、主権免除の例外をごく限られた場面においてのみ認める「絶対免除主義」であると理解されていた。

但し、中国には、上記原則の内容を詳細に規定する法律が最近まで存在しなかった。また、中国は、主権免除に関する国際条約である「国及びその財産の裁判権からの免除に関する国際連合条約」(現時点において未発効。以下「国連国家免除条約」)の締結国であるものの、国内における批准手続を完了していない。

このような状況において、2023年9月1日、中国では、主権免除の原則の適用内容等を定める「中華人民共和国外国国家免除法」が成立し、同日公布された(主席令 10 号、以下「本法律」)。本法律は 2024 年 1 月 1 日から施行されている。

本法律は、外国国家及びその財産に対する中国の法院の管轄免除、外国国家の財産に対する中国の法院の司法強制措置の免除を規定する。他方で、本法律は管轄免除及び司法強制措置の免除について、外国国家が行った商業活動に起因して訴訟が提起された場合等、各種場面を想定した例外規定を設けている。このように、本法律は、国連国家免除条約や日本法（「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」）と同様に「制限免除主義」の立場を採用するものである。

本報告では、まず、本法律の制定に至る経緯及び本法律の概要を紹介する。そのうえで、中国が主権免除の原則につきこれまでの絶対免除主義の立場を変更し、制限免除主義を採用するに至った背景事情として、多くの国が主権免除の原則につき制限免除主義を採用する現状への対応、外国政府との商業取引等に従事する中国企業等の権利保護を強化する要請、及び外国に対するけん制、対抗手段確保の必要性等の各事項を取り上げて検討を加えることにする。

以 上

【報告のタイトルと概要】 判例検索でハルシネーションが問題となった米国の裁判例(複数):

生成 AI を組み込んだリーガルテックの普及と法曹倫理遵守のジレンマ

1. 法律業務の特色は、弁護士等が判決等の大量の法律文書を取捨選択して分析を行い、顧客の要望に応じた訴訟書面等を作成し、その成果が将来の判決等の基礎になるという点にある。文書中心の法律業務は、コンピュータ技術の利用と相性が良く、1970 年代から判例 DB 検索サービス(Lexis)の提供が始まった。2010 年代より、判決等における文章や単語の統計的な出現確率に基づいて、判決等のビッグデータの機械学習を AI を用いて行うことで、弁護士に近いサービスを提供する技術(LLM,生成 AI)の利用が本格化した。機械学習が、法曹の思考方法とは異なる情報処理技術であるなかで、現在の問題は、正確性を重視する法曹業務において深刻な障害となる「ハルシネーション(幻覚。間違った情報に基づく AI の回答)」等を、除去できない点にある。
2. Mata v. Avianca 事件 2023 年 6 月 22 日ニューヨーク州南部地裁判決は、被告が運営する飛行機内で怪我をした原告の代理人弁護士が、モンリオール条約の裁判例 6 件を先例として裁判所への提出書面に記載したところ、そのいずれも生成 AI(ChatGPT)のハルシネーションであり実在せず法律論も破綻していた。裁判所は、当該弁護士がダブルチェックを怠ったことは弁護士倫理に違反すると判示して、弁護士各人に 5 千ドルの制裁金(再発防止目的)と技術 AI に関する教育を受けることなどを命じた。同種の裁判例が米国で 5 件以上知られており、これらを紹介する。
3. レクシスネクシス等の法律検索サービスの提供者は、自社の AI ツールは RAG(検索拡張生成)技術で強化学習を行っているので、ハルシネーションは生じ得ないと主張している。しかし、研究(2024,スタンフォード大)によれば、Lexis+ AI 等の商用サービスでも、17%から 33%の確率でハルシネーションが生じている(より高い確率を示す研究もある)。そこで、裁判所の常設命令・連邦民事訴訟規則 11 条(虚偽書面の提出禁止)・アメリカ法曹協会の法曹倫理は、生成 AI 等の利用につき弁護士等が遵守すべき義務を課している。具体的には、裁判所への提出書類に生成 AI を利用することを禁じるもの・利用は認めるが、裁判所の許可を得ることやダブルチェックの結果内容が正確であることや第三者の知財権を侵害していないことを、弁護士に担保させるもの・違反した弁護士に罰則を課すものなどである。
4. 本報告の暫定的な結論を述べる。生成AI等のツールを法律業務に導入する潮流が強まるが、現状はハルシネーションを除去できず、弁護士は職業倫理上の義務を負っている。こうしたツールを用いる弁護士は、多大なコストを費やしてダブルチェックを行うか、チェックは行わずに裁判所に訴訟書面等を提出して規制に違反するリスクを冒すかといった、ジレンマに直面している。以上